

● 融資の契約に関する書類

⑱ 手形貸付の手形

手形貸付の形態で融資を行う際に取り扱います。手形貸付では「一般当座勘定用約束手形」のほか、規定の「借入専用約束手形」が使用されます。

受取人欄は「一般当座勘定用約束手形」では自行庫名（支店名なし）を記入してもらうことがある。「借入専用約束手形」ではあらかじめ印字

金額欄はチェックライターによりアラビア数字で記入してもらう

支払期日は返済期日を記入してもらう

No. **約束手形** AB 123456

株式会社近代銀行 殿

金額 **¥ 5,000,000**※

上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引換えにお支払いいたします

令和 2年 6月 20日  
振出地住所 東京都〇〇区□□5丁目7番3号

振出人 株式会社みらい電気工業 代表取締役 京野公平

支払期日 令和 2年 9月 20日

支払地 東京都

支払場所 近代銀行 本店

お客様が印紙を用意して貼り付けたら、お客様が割印を押印。融資金額から印紙代を差し引いて自行庫が貼り付けたら、自行庫で押印

振出日は融資実行日を記入してもらう

振出地住所、振出人は借入人に自署か記名押印してもらう

押印は実印、あるいは融資取引または当座勘定取引用へ届け出た印鑑を押印してもらう

★ひと言メモ★

手形貸付では、裏書欄は記入しません（借入専用約束手形では「裏書禁止」と印字されている場合があります）。

● 融資の契約に関する書類

⑰ 金銭消費貸借契約証書

証書貸付の形態で融資を行う際に取り扱います。金銭の貸し借りについて、貸主・借主間で金額や返済期間、担保などの条件を明示し取り交わす契約書です（書式は金融機関で異なる）。法的にも重要書類となるためしっかりチェックしましょう。

印紙税は借入人負担。税額は借入金額によって異なる

「契約日＝実行日」とした日付を記入。記入は金融機関側でも借入人でもよい

面前で署名押印をしましょう。押印は実印。印鑑証明書で住所や社名（氏名）、印影を確認

民法改正により大きく変わった部分。「保証人は、債務者の委託を受けて、」「債務者は保証人への適切な情報提供を行い、」の部分に着眼すると良い

借入金額はあらかじめ金融機関側で印字またはチェックライター等で記入する

保証金額欄は、保証意思表示もかねて保証人に手書きしてもらう

**金銭消費貸借契約証書**

契約日（借入日）令和 2年 6月 20日

株式会社近代銀行（取扱店）本店

住所 東京都〇〇区□□5丁目7番3号

株式会社みらい電気工業 代表取締役 京野公平

住所 東京都〇〇区□□5丁目7番1号

連帯保証人 京野公平

住所

連帯保証人

債務者は、後記約定を承認のうえ、株式会社近代銀行（以下「銀行」という。）から次の借入要項のとおり金銭を借り受け、保証人は、債務者の委託を受けて、後記約定を承認のうえ、債務者がこの契約によって負担する借入要項記載の借入金のうち次の保証金額ならびに借入金に付帯する利息、損害金その他いっさいの債務について、保証債務を負います。

なお、後記約定第15条記載の保証契約締結時の情報提供の履行に関して、債務者は保証人への適切な情報提供を行い、保証人は提供された情報を理解したことを表明します。

おつて、債務者及び保証人は、この契約が銀行による借入要項記載の返済用預金口座への借入金の入金をもって成立し、その効力が生じることに同意します。

[ 借 入 要 項 ]	
借入金 (金額の頭部に「¥」記号をご記入ください。)	十億 千 百 元
借入金	¥ 3 0 0 0 0 0 0 0 0 円
借入金の受領	借入金を受領は、債務者名義の下記の預金口座への入金の方法によります。
使 途	仕入及び諸経費等支払資金
借 入 要 項	
弁 済 期 限	令和 2年 7月 20日を第1回とし、以後毎月 20日に 250,000円宛分割返済し、期限に残額を弁済します。
利 息	年 1.00% ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、信用金庫または債務者は相手方に対し、この割合を一般に合理的と認められる程度のもに要するに同意します。
利 息 の 支 払 方 法	(1) 借入日を第1回とし、以後毎月 20日迄に、翌月 20日迄の分を前払いします。 (2) 令和 年 月 日を第1回とし、以後毎月 日迄にその日迄の分を支払います。
損 害 金	この契約による債務を履行しなかった場合には、支払わなければならない金額に対し、年14.6%の割合（年365日の日割計算）の損害金を支払います。ただし、利息については、損害金は付さないものとします。
返 済 用 預 金 口 座	預金種類 普通預金 当座預金 口座番号 1 2 3 4 5 6 7
保 証 金 額 (注)	十億 千 百 元 ¥ 3 0 0 0 0 0 0 0 0 円

(注) 連帯保証人様が、保証金額欄をご記入下さい。

【民法改正前】  
債務者は、株式会社近代銀行（以下「銀行」という。）と別に合意した銀行取引約定書の各条項のほか、後記約定を承認のうえ、銀行から下記借入要項のとおり金銭を借り入れ、確かに受領しました。  
また、保証人は、後記約定を承認のうえ、債務者がこの契約によって負担する借入要項記載の借入金のうち、次の保証金額ならびに借入金に付帯する利息、損害金その他いっさいの債務について、保証債務を負います。